

3 施設関連

3 施設

提言 3-1

弁当持参者スペースの確保

学生の意見

主に学士課程の学生から、以下のような、食事に関する意見が寄せされました。

- 生協やキッチンカーで弁当を購入すると、それを食べる場所がない。(同様意見 4 件)
- 節約のために弁当を持参していると、友達と食べることができない。(同様意見 4 件)

現状分析

現在、大学生協の食堂（本学大岡山キャンパスでは第1食堂、第2食堂）では、食堂内の持ち込みによる飲食を禁止しています。これは食堂内での混雑防止につながる反面、学生からは不便であるという、上記のような意見も生じさせています。こうした意見は、主に弁当を持参したり、生協で弁当を購入したりする学生が、「それを食べる場所がない」ことや、「友達と食事をすることができない」ことの原因になっています。今年度（2020 年度）の学勢調査で、下記の図 3-1.1 より、弁当持参者・購入者は一定数いることが分かります。学勢調査 2016¹、2018²の調査データからも、例年 15%～20% の人が弁当での食事をしていることが分かっています。

5-1a.: 平日の昼食は主にどこを利用していますか。

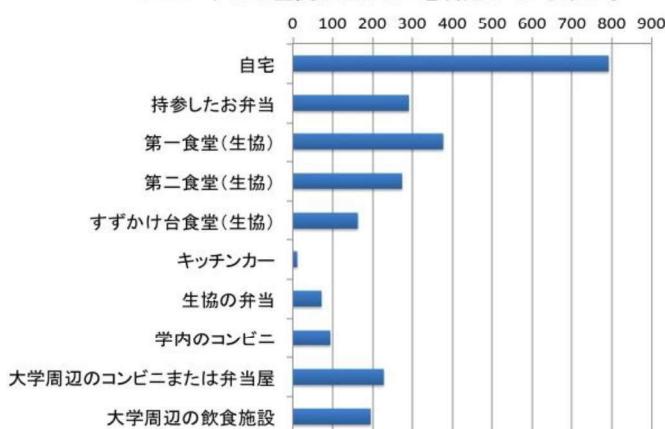


図 3-1.1 主に昼食をとる場所

また、昨年から大岡山キャンパスにキッチンカーも導入されていますが、キッチンカーで買った弁当を食堂では食べることができないので、食べる場所がないという理由からキッチンカーの利用を控える、という意見もありました。

¹ 東京工業大学 学勢調査 2016 提言書 6. 調査資料集 図 6.4.5 参照

http://www.siengp.titech.ac.jp/gakuseichousa/2016/2016_gakusei_teigensyo.pdf

² 東京工業大学 学勢調査 2018 提言書 5. 調査資料集 図 5.4.2 参照

http://www.siengp.titech.ac.jp/gakuseichousa/2018/2018_gakusei_teigensyo.pdf

施設関連

これらの現状を踏まえ、大学生協（Q1～3、Q5）、学生支援課（Q4）、教務課（Q6）とのキャンパスミーティングを実施し、以下のような回答を頂きました。

Q1. 生協食堂への持ち込み禁止は、大学生協としての判断ですか、もしくは東工大生協としての判断ですか？

A1. 東工大生協として、基本的に禁止にしています。第一食堂には約480席あり、昼休みで約900名が利用しています。第二食堂には約250席あり、昼休みで約700人が利用しています。そのため、座席の回転数を増やすためにも、持ち込みは禁止しています。

Q2. 生協で購入した弁当だけでも、持ち込み可とすることは可能でしょうか？

A2. 生協の弁当は、もともと食堂混雑緩和のために導入したものであるため、残念ながら断らせていただいております。

Q3. 持ち込み可のスペースだけでも食堂内に作っていただくことは可能でしょうか？

A3. 昼の混雑時は相当難しいと思います。

Q4. 第二食堂の外にテーブルをおいて、そこで飲食を可能にしていただくことはできますか？

A4. テラスは第二食堂からの出口として使われる他、歩道としても使われています。丸テーブル4台と椅子12脚の設置を考えた場合、通路の確保が難しくなります。また、万が一の場合の避難経路を潰してしまうことになります。その他にも屋根がない、椅子の安定性の観点から設置は困難であると考えます。

Q5. 混雑時間以外のみ、持ち込みを許可していただくことは可能でしょうか？

A5. 現状では、各席の消毒作業をしており、その作業の運営の問題が出てきます。また、ごみ処理の問題もあります。ごみ箱に捨てられたごみは、生協職員が再度分別しなおしています。さらに廃棄費用も掛かってしまいます。そのため、コストが掛かってしまうため、ごみを持ち帰る等を徹底していただけるなら、検討する余地があります。

Q6. 昼食のための教室を確保することは可能でしょうか？

A6. 大岡山キャンパスでは、レクチャーシアターを除き、空いている講義室については、基本的には昼食のために利用することは可能です。ただし、あくまでも個人的な利用に制限しており、サークル等の集団で昼食をとる場合は講義室予約をしていただいたうえで利用、としています。また、すずかけ台キャンパスでは、一部の講義室で昼食をとることができるようにになっています。

提言

以上を踏まえ、次のことを提言させていただきます。

1. 昼の混雑時間外において、食堂内に弁当持ち込みスペースを作ること。ただし、学生にごみの持ち帰りを徹底してもらうために、ごみ廃棄にかかるコスト等の問題を周知させる、などの措置を講じる。
2. 昼食利用に教室が使えることを周知すること。
3. 食堂から、昼食利用可能な教室への食器の持ち出しを可能にすること。

学生の意見

- 体育館やテニスコートなどの運動施設を、特定の公認サークルに所属していない個人や研究室、団体でも使えるようにしてほしい。(同様意見 5 件)
- 西9号館 2階のソファースペースのような、サークル活動、勉強会、自由な飲食や休憩ができる場所を増やしてほしい。(同様意見 12 件)
- 比較的自由に使える屋外の空き地や滞留スペースが欲しい。(同様意見 2 件)

現状分析

東工大の部活やサークルには公認と非公認のものがありますが、利用申請の煩雑さや施設の混み具合から、多くの施設が公認サークルでないと手軽に利用できないシステムになっており、非公認サークル、複数人の勉強会、個人の活動などで使用できる場が限られています。第一食堂 2階や新設した Taki Plaza には、非公認活動の需要に応える機能が備わっていますが、果たして必要な場を量的に満たしていくことになるかは検討の余地があり、調査の必要があります。特に、サークルには入らないが個人や少人数で運動したいという需要は満たされているとは言えない現状です。学生の自主的・活発な課外活動が盛んに行われる土壌を育てるには、現在の必要量にも至っていないことが危惧される状況は改善すべきであると言えます。

具体的な活動の需要がどれほどあるのかを把握するためには、追加の調査が必要です。例えば図書館 3階のグループ研究室は予約すれば誰でも使用できるため、利用率が非公認サークルの活動の需要の把握に役立つ可能性があります。

非公認の活動を把握する参考となる数字に、東工大の非公認サークル数があります。有志の運営するサイト TitechInfo¹によると、非公認サークルは現在 69 団体存在し、その内訳は運動系が 41%、文化系が 55%、技術系が 4% となっています。サークルの形を取らない勉強会や集いまで含めると、実際はもっと多数の団体が存在すると思われます。本調査の自由記述を見ると、それらの団体が活発に活動できる場がキャンパス内に整備されているとは言い難い状況です。

活動の場として代表的には講義室があげられますが、現状は公認サークルの責任者は申請をすれば講義室を使用できる制度になっているものの、非公認サークルや個人の自由な活動のための場にはなっていません。

また、数年前まで入試の合格発表に使用されていたような屋外の自由に使える広い空き地が現在の大岡山キャンパスには存在しません。それゆえ、大きめの工作や、広い空間が必要な実験やスポーツの場が確保できず、非公認サークルの活動の場のみならず、公認サークルの活動の幅をも狭めている現状です。

これらの現状を踏まえ、学生支援課 (Q1~3) と情報図書館課 (Q4) とのキャンパスミーティングを実施し、以下のような回答を頂きました。

Q1. テニスコートや体育館などの運動施設を非公認活動が利用可能な仕組みに変更する予定はありますか。なければ何故でしょうか。

A1. 運動施設は現在も非公認の活動は予約すれば利用可能ですが、制度の周知が足りない面は確かにあります。予約システムの新設とともに周知を広める予定です。ただし、テニスコートは、予約枠が常にサークルや講義の活動で埋まっており、実質的に利用が容易ではないという現状があり、この状況はすぐには変わらないのではないかでしょうか。

Q2. 今後公認サークルを増やす予定はありますか。また年間何団体ほど認定する予定でしょうか。

A2. 公認サークルの申請条件を満たして申請を受ければ公認しますので、門戸は常に開いております。ここ数年では、年間 1、2 団体ほど公認サークルが増えているので、今後もそのくらいのペースではないでしょうか。

¹ TitechInfo サークル一覧 <https://titech.info/circle> (最終閲覧 : 2021 年 3 月 28 日 19:59)

施設関連

Q3. 自由に使える屋外の広い空間を確保する予定はありますか。

A3. 現在のところ、ありません。敷地面積に限りがあり、現実的に難しいのではないかでしょうか。

Q4. 過去に、図書館 3 階のグループ研究室は予約枠に対してどれくらいの割合の利用がありましたか。

A4. グループ研究室はグループ学習や研究発表目的のみに用途を限定しているので非公認活動の指標にはならないかもしれません、2019 年度には月間平均 65 件ほどの予約がありました。

提言

非公認サークルや個人の自由な活動の場として、以下の 2 点を提言いたします。

1. 講義室を利用できるようにすること。
2. さらなる活動の場の追加を検討すること。

Taki Plaza が新設されることにより、学生が活動に利用できる場は広がりますが、それでも十分な場が用意されることになるか注視していく必要がありますので、是非とも対応をお願いしたいと思います。

学生の意見

喫煙所に関して次の意見が寄せられました。

- 喫煙所が開放されている場所や人通りの多い場所にある（同様意見 321 件）
- 喫煙所は不要（同様意見 75 件）
- 喫煙所が少ない、現在人数制限などがあり利用しにくい（同様意見 10 件）

現状分析

- 学生の喫煙所利用率は前回の学勢調査 2018 と同じ 4%と低く（図 3-3.1）、35%の学生が喫煙所の場所が不適切を感じていました（図 3-3.2）。また、喫煙所の場所が不適切と感じる学生からは、例年通り、喫煙ルームの整備や喫煙所の撤廃を望む声が挙げられました。学内に設置された受動喫煙防止対策 WG によって学内喫煙環境改善が進行中である（学勢調査 2018 への「大学の対応」¹P. 4 参照）にも関わらず、学生にはあまり認識されていないようでした。
- 上記の低認識率の原因としては、本調査の実施期間が新型コロナウイルス感染防止のための休校期間中であり、一部の喫煙所改修などの学内喫煙環境改善状況を学生が目にする機会がなかったこと、また、インターネットや SNS 等では、喫煙所改善（喫煙ボックスの設置やパーテーションによる囲い込み等）や禁煙化に関する情報の発信があまり盛んに行われていないことが考えられます。例として「受動喫煙防止対策（キャンパス内全面禁煙に向けて）ロードマップ」²も学内限定公開であることが挙げられます。
- 敷地内禁煙を実施している 4 年制大学は、キャンパスの単位で 382 箇所存在します（2019 年 12 月）。私立大学が多いですが、国公立でも実施されています³（東京医科歯科大学、筑波大学、広島大学等）。

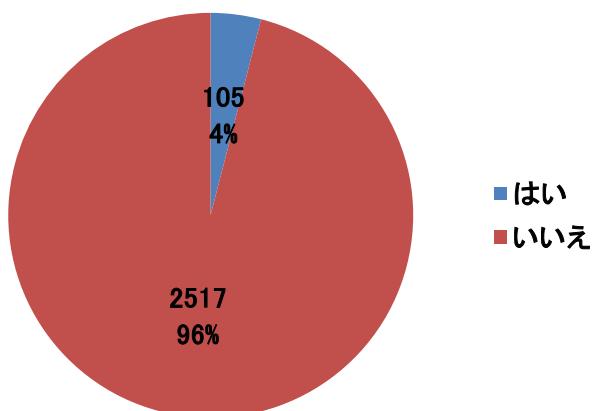


図 3-3.1 喫煙所を利用しますか

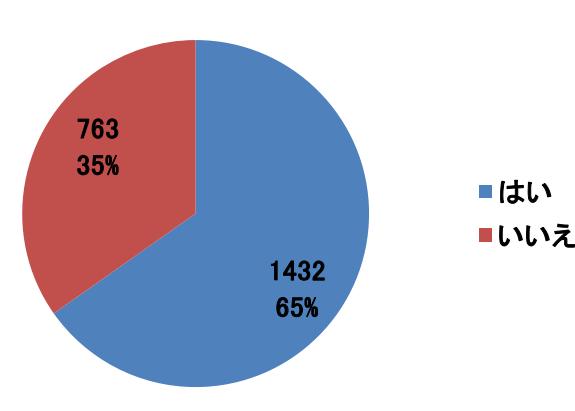


図 3-3.2 喫煙所の位置は適切だと思いますか

¹ 学勢調査 2018 への「大学の対応」：

http://www.siengp.titech.ac.jp/gakuseichousa/2018/2018_gakusei_follow.pdf

² 「受動喫煙防止対策（キャンパス内全面禁煙に向けて）ロードマップについて」：

http://www.gsmc.titech.ac.jp/hyoushi/gakunaimukejyouhou/kakono%20keisaijyouhou/R2/kinenroadmap_j.pdf

³ 日本学校保健学会「タバコのない学校」推進プロジェクトホームページ「大学の禁煙・分煙」：

<http://openweb.chukyo-u.ac.jp/~ieda/P-university.htm#plan> (最終閲覧：2021年3月27日 15:53)

これらを踏まえ、安全企画課とのキャンパスミーティングを実施し、以下のような回答を頂きました。

- Q1. 2021年1月14日付で公開された受動喫煙防止対策ロードマップにある計画の論拠をご教示いただけますでしょうか？
- A1. ワーキンググループを設置し、他大学の受動喫煙対策状況や学外への影響を調査した上で策定しています。他大学において、禁煙を急速に推し進めた結果、学内喫煙者が学外近隣で喫煙することが増え、近隣住民から苦情が寄せられたケースがあったそうです。そのようなことが無いよう、分煙によって学内禁煙者の受動喫煙を防止しつつ、学内喫煙者の禁煙（卒煙）を推進していきたいと考えています。
- Q2. 学生からのキャンパス内禁煙を望む声、禁煙を望む社会的風潮の高まりや、キャンパスは未成年の学生も学ぶ場であるという事実を考えると、キャンパス内全面禁煙をより早期に実現できることが望ましいと思われますが、それは可能でしょうか？
- A2. 他大学ではキャンパス内全面禁煙までの期間は通常1~2年のことが多いようです。しかし、急速な禁煙化は上記に挙げたような問題点があり、禁煙化を円滑に行うには（受動喫煙防止対策ロードマップにある）5年計画は現実的であると考えています。ただし、学内喫煙率に応じては、禁煙化計画を早めることも考えています。受動喫煙防止対策ロードマップを学外にも公開してしまうと、状況に応じて計画を修正しにくくなるので、現在学内限定公開としています。

提言

学生の喫煙率は非常に低く（ただし教職員に関してはデータなし）、キャンパス内での分煙・卒煙を推し進めていけば、禁煙者の受動喫煙や近隣への悪影響を防止しつつ学内全面禁煙を実現できると考えられます。前述したように全面禁煙化5年計画は現実的かもしれません。しかし、より早期のキャンパス内全面禁煙実現のために、以下を提言します。

1. 学生・教職員に対して禁煙化に向けた情報の浸透を図るために、東工大HPやSNSなどで喫煙所環境改善（漸次削減ならびに改修、喫煙ボックスやパーテーションの検討等）について積極的に情報発信していくこと。
2. 新規喫煙者の抑制・卒煙者増加のために、全ての学生と教職員に対しては禁煙の重要性の周知、喫煙者に対しては卒煙を促すプログラム（例：卒煙アプリ、保健管理センター産業医による指導等）を紹介すること。